申請区分：**E（県内営業所工事・追加受付）**電子申請

# 奈良県建設工事入札参加資格審査申請要領
# （追加受付分　県内営業所用）

奈　良　県

令和９年度において、奈良県（知事部局・教育委員会・各公社・警察本部等）及び奈良県広域水道企業団（企業団本部又は広域水道センター）が発注する建設工事の競争入札に参加を希望する場合は下記により書類を提出してください。

１　本申請における競争入札参加資格の有効期間
**令和９年６月１日～令和１０年５月３１日です。**

２　資格審査結果について
**個別の通知は行いません。**
令和９年６月１日に建設産業課のウェブページに掲載予定の「令和９年度奈良県建設工事等入札参加資格業者名簿」でご確認ください。検索サイトで「奈良県建設工事入札参加資格」と入力し、検索結果からアクセスすることも可能です。

建設産業課ウェブページ　https://www.pref.nara.lg.jp/n133/4331.html

３　留意事項
（１）**申請内容の記載誤り、添付書類の不備による業種の追加･変更はできません。**
申請の際には、内容を十分に確認してください。
（２）申請書類は、奈良スーパーアプリにより**「電子申請」**（添付書類も奈良スーパーアプリに添付してください。）してください。
（３）対面による受付は行いません。

４　受付期間　**令和８年１１月２日（月）～令和９年１月２９日（金）**
**※電子申請期限：令和９年１月２９日（金）１７時１５分まで**

**【電子入札について】**
○県土マネジメント部、まちづくり推進局、食農部、環境森林部（当該部局の出先機関を含む）及び奈良県広域水道企業団（企業団本部又は広域水道センター）が発注する**建設工事**及び**建設工事に関連する委託業務**は、電子入札により入札を行うこととしています。
※電子入札については　https://www.pref.nara.lg.jp/n133/10553.html　をご覧ください。
○公共工事等に関する電子入札の登録が未済の場合は、「公共工事等電子入札利用者情報申請書」を別途提出のうえ、手続きを進めてください。
※利用者登録については　https://www.pref.nara.lg.jp/n133/42219.html　をご覧ください。

電子入札についてご不明な点がございましたら、建設産業課入札契約係（0742-27-7486）にお問い合わせ願います。

当申請についてのお問い合わせ先
奈良県県土マネジメント部
建設産業課公共工事契約管理係
TEL：0742-27-7425
FAX：0742-27-5313

| | 県　内　営　業　所 |
|---|---|
| 1　申請資格 | 次の（1）と（2）のいずれにも該当する者<br>（1）申請日現在において、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項に規定する本店以外の営業所（支店又は政令で定めるこれに準ずるもの（常時建設工事の請負契約を締結する事務所）をいう。以下同じ。）を奈良県内に有し、契約締結等の権限を当該営業所の代表者等（建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３条に規定する使用人）に委任する建設業者<br>（2）申請日現在で有効な経営事項審査（以下「経審」という。）を受けている者 |
| 2　欠格要件 | 以下の①～⑩のいずれかに該当する者は、入札参加資格を得ることができません。<br>①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者<br>②建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成８年１２月１０日奈良県告示第４２７号）第６条の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から２年を経過していない者<br>③営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者<br>④直前２年の事業年度において、営業実績を有していない者<br>⑤県税を完納していない者<br>⑥消費税及び地方消費税を完納していない者<br>⑦次のいずれかに該当する事由があると認められる者<br>ア　役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。<br>イ　暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。<br>ウ　役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。<br>エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。<br>オ　ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。<br>⑧法第３２条第１項各号に掲げる者<br>⑨雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正１１年法律第７０号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）に基づく厚生年金保険のいずれかに加入していない者（各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。）<br>⑩本申請又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者 |
| 3　申請業種 | 申請業種は６業種以内とします。<br>申請業種については、次の別紙を参照してください。<br>・令和８・９年度入札参加資格審査申請の工事種別について<br>・申請工事種別と建設業法の工事の許可区分との対応一覧<br>・申請工事種別と建設業法の工事の許可区分との対応一覧（その他） |

| | |
|---|---|
| | ※奈良県内の営業所が受けている建設業法の工事の許可区分に対応した申請工事種別の中から申請してください。<br>※技術職員が１人以上いる業種であって、かつ、経審の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内のもの。以下「経審結果通知書」という。）に平均完成工事高がある業種に限ります。 |
| 4　申請方法 | 奈良スーパーアプリによる電子申請により申請して下さい（「【Ｅ：県内営業所工事】令和９年度入札参加資格審査申請」を選択）。なお、奈良スーパーアプリでの入札参加資格審査申請方法の留意点等については、別紙「「奈良スーパーアプリ」による電子申請の留意点」を参照してください。<br>（１）締切：令和９年１月２９日（金）　１７時１５分<br>上記締切までに申請を完了させてください。締切直前はアクセスが集中し、操作が完了できない可能性がありますので、早めに申請を完了させてください。<br>（２）添付書類について<br>別紙「申請上の注意と添付書類（県内営業所・工事）」を参考に、添付書類を準備してください。申請にあたり、添付書類は全て奈良スーパーアプリに添付してください。<br>なお、奈良スーパーアプリに添付できない書類については、当該書類について郵送での提出が可能です。下記「５　送付先」に送付してください。<br>（令和９年１月２９日（金）（当日消印有効））<br>（３）受付控えについて<br>申請が完了し、審査が承認されると、アカウント作成時に登録したメールアドレスに「申請手続き完了メール」が届きます。このメールが「受付控え」となります。必ずメールを確認し、大切に保管してください。 |
| 5　送付先 | 〒６３０－８５０１<br>奈良市登大路町３０<br>建設産業課　公共工事契約管理係　宛<br>封筒に「入札参加資格審査申請（県内営業所（区分Ｅ）在中）」と朱書きしてください。 |
| 6　その他 | （１）申請内容や資格要件の継続性を確認するために、資格審査後も必要書類の提示を求めるとともに立入検査を行うことがあります。<br>（２）建設工事の適正な施工の確保等のため、県が必要と認めた場合には、建設業法に基づく立入検査を行います。<br>（３）奈良県が保有する債権（県税等）及び消費税の滞納者は入札参加資格を得ることができません。<br>（４）奈良スーパーアプリでの申請に当たっては、申請画面上の注意書きをよくお読み下さい。<br>（５）入札参加資格審査申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。<br>（６）申請内容及び添付書類に虚偽の記載を行った場合は、「奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止の対象となります。<br>（７）本申請要領記載の受付期間以外は受け付けません。<br>（８）本申請において補正指示を受け、その指示期日までに補正等がなされない場合は登録されません。<br>（９）申請内容及び添付書類に記載誤りや記載漏れがある場合、受付を行わず再提出が必要となることがありますので、期日に余裕を持って申請してください。 |

申請区分：**E（県内営業所工事・追加受付）**電子申請

# 申請上の注意と添付書類（県内営業所・工事）

## 1　共通事項

申請に必要な書類（様式２、様式２－２）については、下記「２　申請様式のダウンロードについて」に記載のウェブページから様式をダウンロードしてください。

## 2　申請様式のダウンロードについて

申請に必要な様式については、奈良県建設産業課のウェブページからダウンロードしてください。

ダウンロードページ　https://www.pref.nara.lg.jp/n133/p130024.html

## 3　奈良スーパーアプリでの申請

奈良スーパーアプリで必要事項を入力し、下記の添付書類を提出してください。

**（締切：令和９年１月２９日（金）１７時１５分）**

下記添付書類は、全て奈良スーパーアプリで提出（奈良スーパーアプリへの添付が難しい書類については、当該書類を郵送で提出）してください。

| 添付書類 | 備考 |
|---|---|
| 全員必須<br>（１）県税（全税目）に滞納がない証明書の写し | 「未納がない証明書」でも可<br>※発行後３か月以内のもの<br>※交付申請手続きの詳細については、各県税事務所にお問い合わせください。<br>※奈良県の県税に関するもの。 |
| 全員必須<br>（２）消費税及び地方消費税に未納がない証明書の写し | 国税通則法施行規則（昭和３７年大蔵省令第２８号）別紙第９号書式「その３」（「その３の２」「その３の３」でも可）<br>※発行後３か月以内のもの<br>※免税業者であっても要提出<br>※写し可（電子納税証明書（PDF）の出力も可）<br>※交付申請手続きの詳細については、管轄の税務署にお問い合わせください。 |
| 全員必須<br>（３）経審結果通知書の写し | 有効期間内の経審の通知書で最新のもの |
| 全員必須<br>（４）営業所の登録が確認できる書類 | 営業所の登録が確認できるもの<br>（例１）<br>建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第２条で定める別記様式第１号（建設業許可申請書）の別紙２（営業所一覧表）（受付印のあるもの。許可申請書等に受付印がある場合は、受付印のある許可申請書等の写しも併せて提出して下さい。）<br><br>（例２）<br>国土交通省ウェブサイト建設業者・宅建業者等企業情報検索システム（https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/）による当該情報の検索結果を出力したもの（業者概要、営業所の両方） |
| 全員必須<br>（４）営業所の代表者等が契約締結等の権限を有していることがわかる書類 | 営業所の代表者等が、契約締結等の権限を有していることがわかる書類<br>（例１）<br>建設業法施行規則第４条第１項第１号で定める別記様式第１１号（建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表）の写し<br><br>（例２）<br>建設業法施行令第８条に定める別記様式第２２号の２（変更届出書）の写し |

申請区分：**E（県内営業所工事・追加受付）**電子申請

| | |
|---|---|
| **該当者のみ（変更がなければ提出不要）**<br>（５）経審結果通知書の記載内容から変更がある場合 | **経審結果通知書の記載内容から変更がある場合の確認書類**<br>・経審結果変更事項届（様式２）<br>・社会保険等適用除外誓約書（様式２－２）（様式２の添付書類として該当する場合のみ）<br>※添付書類の詳細は、様式２下部を参照 |
| **該当者のみ**<br>（６）委任状（入札参加資格審査申請手続きを行政書士に委任する場合） | 入札参加資格審査申請手続きを行政書士に委任する場合は、委任状を提出してください。<br>様式は任意ですが、**行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。**<br>※委任者・受任者とも押印不要<br>※行政書士以外からの代理申請は受け付けません。<br>（参考）行政書士法（昭和２６年法律第４号）<br>第１９条　行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第１条の２に規定する業務を行うことができない。 |

別紙

# 令和８・９年度入札参加資格審査申請の工事種別について

奈良県が発注する工事種別は、以下に示す７６種別です。
この中から登録を希望する工事種別を**６種別**以内で選んで申請してください。
なお、この工事種別は、建設業法第３条第２項の別表上欄に掲げる建設工事の種類及び建設業の許可申請に用いる建設工事の種類（２９業種）とは異なりますので、別紙「**申請工事種別と建設業法の工事の許可区分との対応一覧**」を参照のうえ申請書を作成してください。

表－＜工事種別及び工事内容の例＞

| | 希望工事種別 | 工　事　内　容　の　例 |
|---|---|---|
| ０１ | 土木一式 | 土木一式工事 |
| ０２ | 建築一式 | 建築一式工事 |
| ０３ | 舗装 | 道路等の舗装工事 |
| ０４ | 鋼橋（上部工） | 鋼材を用いて製作する橋桁等製作架設工事 |
| ０５ | ＰＣ橋（上部工） | プレストレストコンクリートによる橋梁等工事及び橋桁等製作架設工事 |
| ０６ | 造園 | 植栽工事、公園等の造園工事、緑地及び植栽管理 |
| ０７ | 木造住宅 | 耐火住宅（建築）以外の住宅（建築）工事 |
| ０８ | 電気設備 | 道路・河川・公園等の照明設備、配電設備、共同溝附帯設備及び電気応用施設等の工事及び建築物の電灯・コンセント、動力、受変電、自家発電、電気時計、拡声、表示、火災報知、電話、情報、避雷、テレビ共同受信等の電気設備工事 |
| ０９ | 暖冷房衛生設備 | 空気調和設備工事、衛生設備工事、屋内水道設備工事等 |
| １０ | 法面処理 | アンカー工及びその他法面保護工事　（モルタル吹付を除く。） |
| １１ | 塗装 | 建物塗装、橋梁塗装、水門扉塗装、その他一般塗装工事 |
| １２ | 道路等維持修繕 | 路面補修作業、護岸水制補修、堤防天端補修、ジョイント補修、高欄補修及び電気通信設備等の補修<br>（路面・側溝・トンネル等の清掃作業を除く） |
| １３ | しゅんせつ | 河川、港湾等の水底の掘削工事 |
| １４ | グラウト | 岩盤、土中、コンクリート等にモルタル、セメントペースト等を注入する工事 |
| １５ | 杭打 | 鋼杭、鋼矢板、コンクリート杭等の既製杭による杭打工事及び場所打ちコンクリート杭施工工事　（地滑り対策工事等の抑止ぐい工事を除く） |
| １６ | さく井 | 取水を目的とした井戸の掘削及びボーリング等の工事 |
| １７ | 機械設備 | 水門設備、ポンプ設備、換気設備、ダム施工機械設備、昇降機設備及びその他機械設備の工事で、電気設備工事・暖冷房衛生設備工事・通信設備工事に属する工事以外のもの |
| １８ | 通信設備 | 監視制御・情報通信設備、防災・情報表示設備、有線通信線路及び通信用鉄塔等の工事 |
| １９ | 上下水道設備 | 上下水道処理設備工事、取水・浄水・配水施設等工事 |
| ２０ | 交通安全施設 | 標識等の新設・補修、区画線塗装、外灯等の設備工事 |
| ２１ | その他 | 上記工事に属さない工事 |

別紙

# 申請工事種別と建設業法の工事の許可区分との対応一覧

| 番 号 | 申 請 工 事 種 別 | 建設業法上の建設工事の種類 | 番号 |
|---|---|---|---|
| ０１００ | 土木一式 | ○土木一式工事 | ０１ |
| ０２００ | 建築一式 | ○建築一式工事 | ０２ |
| ０３００ | 舗装 | 舗装工事 | １３ |
| ０４００ | 鋼橋（上部工）　※１ | 鋼構造物工事 | １１ |
| ０５００ | ＰＣ橋（上部工）　※２ | ○土木一式工事 | ０１ |
| ０６００ | 造園 | 造園工事 | ２３ |
| ０７００ | 木造住宅 | ○建築一式工事<br>大工工事 | ０２<br>０３ |
| ０８００ | 電気設備 | 電気工事 | ０８ |
| ０９００ | 暖冷房衛生設備 | 管工事 | ０９ |
| １０００ | 法面処理　※３ | とび、土工、コンクリート工事 | ０５ |
| １１００ | 塗装 | 塗装工事 | １７ |
| １２００ | 道路等維持修繕 | ○土木一式工事<br>とび、土工、コンクリート工事<br>石工事<br>電気工事<br>タイル、れんが、ブロック工事<br>舗装工事<br>塗装工事<br>防水工事<br>機械器具設置工事 | ０１<br>０５<br>０６<br>０８<br>１０<br>１３<br>１７<br>１８<br>２０ |
| １３００ | しゅんせつ | しゅんせつ工事 | １４ |
| １４００ | グラウト | ○土木一式工事<br>とび、土工、コンクリート工事 | ０１<br>０５ |
| １５００ | 杭打 | とび、土工、コンクリート工事 | ０５ |
| １６００ | さく井 | さく井工事 | ２４ |
| １７００ | 機械設備 | 機械器具設置工事 | ２０ |
| １８００ | 通信設備 | 電気通信工事 | ２２ |
| １９００ | 上下水道設備 | ○土木一式工事<br>管工事<br>水道施設工事 | ０１<br>０９<br>２６ |
| ２０００ | 交通安全施設 | ○土木一式工事<br>とび、土工、コンクリート工事<br>電気工事<br>鋼構造物工事<br>塗装工事<br>電気通信工事 | ０１<br>０５<br>０８<br>１１<br>１７<br>２２ |
| ２１ＸＸ | その他 | | |

１．上表の左欄の工事種別に対応する右欄の建設工事の種類のうち、いずれかの許可を受けている場合に当該左欄の入　札参加資格審査を申請できます。
２．許可業種の欄の○印は、総合的な企画、指導、調整が必要な工事の場合に指定する許可業種（「土木一式工事」または「建築一式工事」）です。
　２つ以上の専門工事にまたがる工事など、大規模かつ施工内容が複雑な工事がこれに該当します。
３．入札参加資格の申請条件として施工実績があることが必須ですので、上表の左欄の工事種別に対応する建設工事の種類について、経審総合評定値通知書の年間平均完成工事高が「０」の場合申請できません。
４．特に**※印**については、経審総合評定値通知書の内訳表示である、※１は「111 鋼橋上部」、※２は「011 ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ」、※３は「051 法面処理」、について年間平均完成工事高が「０」の場合は申請できません。

別紙

# 申請工事種別と建設業法の工事の許可区分との対応一覧（その他）

| 番号 | 申請工事種別 | 建設業法の工事種別 | 番号 |
|---|---|---|---|
| 2101 | その他（**大工工事**） | 大工工事 | ０３ |
| 2102 | その他（**左官工事**） | 左官工事 | ０４ |
| 2103 | その他（**とび、土工、コンクリート工事**） | とび、土工、コンクリート工事 | ０５ |
| 2104 | その他（**石工事**） | 石工事 | ０６ |
| 2105 | その他（**屋根工事**） | 屋根工事 | ０７ |
| 2106 | その他（**管工事**） | 管工事 | ０９ |
| 2107 | その他（**タイル、れんが、ブロック工事**） | タイル、れんが、ブロック工事 | １０ |
| 2108 | その他（**鋼構造物工事**） | 鋼構造物工事 | １１ |
| 2109 | その他（**鉄筋工事**） | 鉄筋工事 | １２ |
| 2110 | その他（**板金工事**） | 板金工事 | １５ |
| 2111 | その他（**ガラス工事**） | ガラス工事 | １６ |
| 2112 | その他（**防水工事**） | とび、土工、コンクリート工事<br>防水工事 | ０５<br>１８ |
| 2113 | その他（**内装仕上工事**） | 内装仕上工事 | １９ |
| 2114 | その他（**熱絶縁工事**） | 熱絶縁工事 | ２１ |
| 2115 | その他（**建具工事**） | 建具工事 | ２５ |
| 2116 | その他（**水道施設工事**） | 水道施設工事 | ２６ |
| 2117 | その他（**消防施設工事**） | 消防施設工事 | ２７ |
| 2118 | その他（**清掃施設工事**） | 清掃施設工事 | ２８ |
| 2121 | その他（**モニュメント工事**） | 鋼構造物工事 | １１ |
| 2122 | その他（**ＦＲＰ覆蓋設置**） | 防水工事 | １８ |
| 2123 | その他（**防球ネット工事**） | とび、土工、コンクリート工事 | ０５ |
| 2124 | その他（**防球フェンス工事**） | とび、土工、コンクリート工事 | ０５ |
| 2125 | その他（**水門工事**） | 鋼構造物工事 | １１ |
| 2126 | その他（**水門工事･ゴム鋼製**） | とび、土工、コンクリート工事<br>鋼構造物工事 | ０５<br>１１ |
| 2127 | その他（**水門扉工事**） | 鋼構造物工事 | １１ |
| 2128 | その他（**汚水処理施設**） | 管工事<br>機械器具設置工事<br>清掃施設工事 | ０９<br>２０<br>２８ |
| 2129 | その他（**排水処理設備**） | 機械器具設置工事<br>清掃施設工事 | ２０<br>２８ |
| 2130 | その他（**脱臭装置設置工事**） | 機械器具設置工事 | ２０ |
| 2131 | その他（**ポンプ据付配管工事**） | 機械器具設置工事 | ２０ |
| 2132 | その他（**浄化槽設備**） | 管工事 | ０９ |
| 2133 | その他（**プール工事**） | ○建築一式工事<br>鋼構造物工事 | ０２<br>１１ |
| 2134 | その他（**貯槽工事**） | 鋼構造物工事 | １１ |
| 2135 | その他（**体育施設**） | ○土木一式工事<br>とび、土工、コンクリート工事 | ０１<br>０５ |
| 2136 | その他（**公園遊具設置**） | ○土木一式工事<br>とび、土工、コンクリート工事<br>造園工事 | ０１<br>０５<br>２３ |

別紙

| 番号 | 申請工事種別 | 建設業法の工事種別 | 番号 |
|---|---|---|---|
| 2137 | その他(**噴水、ろ過装置**) | ○土木一式工事<br>とび、土工、コンクリート工事<br>管工事<br>機械器具設置工事 | ０１<br>０５<br>０９<br>２０ |
| 2138 | その他(**解体、撤去工事**) | 解体工事 | ２９ |
| 2139 | その他(**アンカー工事**) | とび、土工、コンクリート工事 | ０５ |
| 2140 | その他(**ロックシェッド**) | とび、土工、コンクリート工事 | ０５ |
| 2141 | その他(**アスベスト工事**) | とび、土工、コンクリート工事 | ０５ |
| 2142 | その他(**沈下修正、曳家工事**) | とび、土工、コンクリート工事 | ０５ |
| 2143 | その他(**テント工事**) | 鋼構造物工事 | １１ |
| 2144 | その他(**橋梁補修工事**) | ○土木一式工事<br>とび、土工、コンクリート工事 | ０１<br>０５ |
| 2145 | その他(**傾斜板設置**) | とび、土工、コンクリート工事<br>機械器具設置工事 | ０５<br>２０ |
| 2146 | その他(**電気防触**) | 電気工事<br>管工事 | ０８<br>０９ |
| 2148 | その他(**表層工事**) | ○土木一式工事<br>とび、土工、コンクリート工事 | ０１<br>０５ |
| 2149 | その他(**伸縮継手工事**) | ○土木一式工事<br>とび、土工、コンクリート工事 | ０１<br>０５ |
| 2150 | その他(**防音壁設置**) | とび、土工、コンクリート工事 | ０５ |
| 2151 | その他(**フリューム設置**) | とび、土工、コンクリート工事<br>管工事 | ０５<br>０９ |
| 2152 | その他(**音響設備**) | 内装仕上工事<br>電気通信工事 | １９<br>２２ |
| 2153 | その他(**下水管渠止水工**) | ○土木一式工事<br>管工事 | ０１<br>０９ |
| 2154 | その他(**下水管調査･更生**) | 管工事 | ０９ |
| 2155 | その他(**映像制作**) | 機械器具設置工事<br>電気通信工事 | ２０<br>２２ |
| 2156 | その他(**錺金具**) | 板金工事 | １５ |
| 2157 | その他(**防触ライニング**) | ○土木一式工事<br>とび、土工、コンクリート工事 | ０１<br>０５ |
| 2158 | その他(**埋蔵文化財発掘調査工事**) | ○土木一式工事 | ０１ |
| 2159 | その他(**防触･防水工事**) | 防水工事 | １８ |

**必読**

**電子申請共通**

# 「奈良スーパーアプリ」による電子申請の留意点

令和９・１０年度奈良県建設工事等競争入札参加資格申請のうち、全ての区分において「奈良スーパーアプリ」による電子申請を実施します。詳細は以下を御確認ください。

※申請区分Ａ～Ｄで電子申請が困難な場合、
「様式１　申請上の注意」を御確認のうえ申請書（様式１）を作成してください。

※電子申請する際は申請書（様式１）については作成不要です。

申請に必要な様式については、奈良県建設産業課のウェブページからダウンロードしてください。
**https://www.pref.nara.lg.jp/n133/p130024.html**

奈良県建設産業課のウェブページへのアクセス方法
奈良県ＴＯＰページ→組織から探す→県土マネジメント部　建設産業課
→入札参加資格について→令和９・１０年度入札参加資格審査申請の受付について

**1　各区分の申請方法について**

**・【Ａ:県内本店工事（土木一式 A1 グループ確認）】**
**・【Ｂ:県内本店工事（格付け有）】**
**・【Ｃ:県内本店工事（格付け無）】**
**・【Ｄ:県内本店工事（除草）】**

原則電子申請（全ての書類を奈良スーパーアプリで提出。奈良スーパーアプリに添付できない書類がある場合は、当該書類についてのみ郵送）
電子申請が困難な場合は郵送申請（Excel 入力又は手書き等した申請書と全ての添付書類を郵送で提出）

**・【Ｅ:県内営業所工事】**
**・【Ｆ:県外本店工事】**
**・【Ｇ:県内本店コンサル（測量含）】**
**・【Ｈ:県内本店コンサル（測量以外）】**
**・【Ｉ:県内営業所・県外本店コンサル】**
**・【Ｊ:特殊工事（道路暗渠清掃）】**

電子申請のみ（全ての書類を奈良スーパーアプリで提出。奈良スーパーアプリに添付できない書類がある場合は、当該書類についてのみ郵送）

**必読**

**電子申請共通**

**2　各区分の電子申請ページ「奈良スーパーアプリ」へのアクセスについて**

（１）建設産業課のウェブページにアクセスしてください。

**申請要領記載ページ　https://www.pref.nara.lg.jp/n133/p130024.html**

**（２）上記（１）ウェブページ（申請要領掲載ページ）に、各申請区分の電子申請ページ「奈良スーパーアプリ」へのリンクを掲載していますので、当該リンクからアクセスしてください。**

| 有効期間 | 種別 | 申請区分 | | 受付方法 | 申請要領様式 等 | 「奈良スーパーアプリ」 | 提出期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 令和9年6月1日～令和10年5月31日 | 建設工事 | A | A1グループ資格要件確認 | 電子申請又はExcel入力等の上全て郵送 | ダウンロード | リンク | 令和8年11月2日(月曜日)～令和9年1月29日(金曜日)<br>電子申請…令和9年1月29日(金曜日)17時15分までに申込完了<br>郵送…令和9年1月29日(金曜日)（消印有効） |
| 令和9年6月1日～令和10年5月31日（追加受付） | | B | 県内本店（格付け有） | 電子申請又はExcel入力等の上全て郵送 | ダウンロード | リンク | |
| | | C | 県内本店（格付け無） | 電子申請又はExcel入力等の上全て郵送 | ダウンロード | リンク | |
| | | D | 県内本店（除草のみ） | 電子申請又はExcel入力等の上全て郵送 | ダウンロード | リンク | |
| | | E | 県内営業所 | 電子申請のみ | ダウンロード | リンク | |
| | | F | 県外本店 | 電子申請のみ | ダウンロード | リンク | |
| 令和9年6月1日～令和11年5月31日（通常受付） | コンサル | G | 県内本店（測量業務を含む） | 電子申請のみ | ダウンロード | リンク | |
| | | H | 県内本店（測量業務以外） | 電子申請のみ | ダウンロード | リンク | |
| | | I | 県内営業所<br>県外本店 | 電子申請のみ | ダウンロード | リンク | |
| | | J | 特殊工事 | 電子申請のみ | ダウンロード | リンク | |

**必読**

**電子申請共通**

（３）表示された画面において、団体・事業者アカウントでログインを行ってください。**奈良スーパーアプリの団体・事業者アカウントをお持ちでない方は、新規アカウント登録のうえ、申請を行ってください。**

（４）表示された画面の記載事項を確認し、申請内容を入力後、申請内容確認画面下部の「申請内容を登録」をクリックしてください。

（５）申請後、申し込みが完了した旨のメールが届きます。同メール内に「申請番号」、「申請者」、「申請先」、「手続き名」等が記載されていますので、メールの保存をしてください。

また、同メールが届かない場合、電子申請が完了していない可能性があります。

**〈注意〉**

- **奈良スーパーアプリから送信されるメールは全て申請を行ったアカウントに登録されているメールアドレス宛てに送信されます。**
- **ドメイン指定受信を設定している場合や迷惑メールフィルタ等を設定している場合は、「@ml-nsa.pref.nara.jp」からのメールを受け取れるように設定してください。**

## 3　入力内容の修正や申請の取下げを行う場合

**修正や取下げを行う場合は、県から申請を差し戻す必要があるため、必ず事前に建設産業課公共工事契約管理係まで連絡してください。**

**当課への連絡後、アプリの通知及びメールが送信されますので、奈良スーパーアプリにログインをし、内容を確認してください。**

また、競争入札参加資格申請が承認（審査の完了をもって承認となります。）されると、承認された旨のメールが届きますが、その後は修正や申請の取下げを行うことはできません。承認後に修正や取下げの必要がある場合は、建設産業課公共工事契約管理係まで連絡してください。

## 4　その他

（１）提出期限は、対面、郵送、電子申請、いずれの場合でも**令和９年１月２９日（金）**です。特に、電子申請は**令和９年１月２９日（金）１７時１５分**までに作業を完了させてください。また、締切直前はアクセスが集中し、操作が完了できない可能性がありますので、早めに作業を完了させてください。

（２）競争入札参加資格申請の審査が完了し承認されると、手続が完了した旨のメールが送信されます。なお、承認に当たり、申請内容を職権により訂正している場合がありますので、同メールが届きましたら、必ず「奈良スーパーアプリ」から内容を確認してください。

（３）**「受付控え」についてのお知らせ**

**申請が完了し、審査が承認されると、登録したメールアドレスに「申請手続き完了メール」が届きます。このメールが「受付控え」です。必ずメールを確認し、大切に保管してください。**

**必読**

**電子申請共通**

**5　お問い合わせ先**

（１）　申請内容について

建設産業課　公共工事契約管理係　０７４２－２７－７４２５

（２）電子申請システム「奈良スーパーアプリ」の操作方法や不具合について

こちらのリンク先をご確認ください。（https://www.pref.nara.lg.jp/n026/65085.html）

※電子申請システム「奈良スーパーアプリ」の操作方法や不具合について、建設産業課にお問い合わせいただいても、お答えできません。ご了承ください。

## 競争入札参加資格審査申請書に係る個人情報の利用目的等について

奈良県知事が、建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成８年 12 月 10 日奈良県告示第 427 号）第２条に基づき提出される入札参加資格審査申請書（同規程同条各項に該当しないことを証明するための添付書類、同規程第５条に基づく変更等の届出書及び入札参加資格要件確認申請書を含む。以下「入札参加資格申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

１　入札参加資格申請及び入札参加資格要件確認申請の審査事務
２　入札参加資格を得た者に対する指導監督等の事務
３　入札参加資格業者名簿の公開
４　個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 条）等の法令等の規定に基づく利用又は提供

なお、入札参加資格申請書等の内容を確認するために提出していただく入札参加資格申請書等以外の資料により取得する個人情報については、入札参加資格申請の審査事務のみに利用し、個人情報の保護に関する法律等の法令等の規定に基づく利用又は提供を除き、他の目的で利用又は提供することはありません。